

新潟県空き家再生まちづくり支援事業補助金の活用想定事例について

1 調査研究事業

共通要件：

- ① 空家等対策計画が策定済（または3年以内に策定予定）であること
- ② 調査研究対象地区に「まちなか^{*}」を含むこと

（事業の活用の想定事例）

主体	ケース		対象経費	条件等
市町村	「空き家が多く人通りの少なくなった地区に、有識者を呼び、市主催で賑わい創出に向けた勉強会を開きたい。」	直	報償費・旅費 会場費などの 1/2 (上限 250 千円)	
市町村	「空家等対策計画の新規策定に向け、有識者を呼び検討準備会を開きたい。」	直	報償費・旅費 会場費などの 1/2 (上限 250 千円)	
市町村	「地区の空き家を市が借り受け、実験的にギャラリーを開設したい。」	直	清掃費・光熱水費・チラシ印刷費などの 1/2 (上限 250 千円)	
事業者	「地区の空き家を活用し、自治会で実験的にカフェをやって地区の反応を見たい。」	間	市町村が事業者に補助する額の 1/2 (上限 250 千円)	市町村の補助要綱が必要
事業者	「地区の空き家を会場とし、エリアリノベーションに関する会合を町内会主催で開きたい。」	間	市町村が事業者に補助する額の 1/2 (上限 250 千円)	市町村の補助要綱が必要
市町村	「地区の空き家の活用に向け、劣化状況を調べたいので専門家を市主導で呼びたい。」	直	報償費・旅費 必要経費などの 1/2 (上限 250 千円)	
市町村	「地区の歴史ある空き家について、その価値の評価のため、専門家を市で呼びたい。」	直	報償費・旅費 必要経費などの 1/2 (上限 250 千円)	

（対象外の事例）

主体	ケース		補助対象外となる理由
事業者	「商店街の活性化に向けたワークショップを開催したい。」	間	空き家再生との関連性がない場合は不可。
市町村	「過疎集落の茅葺きの空き家の建物状況調査をしたい。」	直	「まちなか」の要件に合わない場合は不可。

※補助金交付要綱別表を参照

2 再生事業

共通要件：

- ① 空家等対策計画が策定済（または前年度までに調査研究事業が実施済み）であること
- ② 「まちなか」の空き家を対象としたものであること
- ③ 改修する部分の面積が建築物の延べ床面積の 1/2 以内かつ 200 m²を超えないこと。
- ④ 改修する部分の用途はまちなかの賑わいの創出に寄与するものであること

(事業の活用の想定事例)

事業主体	ケース		対象経費	条件
市町村	「シャッター街となった空き店舗の一部を市が借り受け、改修して 地域交流館 にしたい。」	直	設計・工事監理・工事費用 1/2 (上限 1,000 千円)	
市町村	「廃校となった小学校の教室の一部を活用し、 市営のギャラリースペース に改修したい。」	直	設計・工事監理・工事費用 の 1/2 (上限 1,000 千円)	
市町村	「地区のシンボルの伝統的建築物が空き家となったため、市が取得し部分的に修繕し、 地域文化伝承館 として活用したい。」	直	設計・工事監理・工事費用 の 1/2 (上限 1,000 千円)	
事業者	「空き室となっている町営住宅の一部を改修し、 地域に開かれた物販施設 を開きたい。」	間	設計・工事監理・工事費用 市町村補助額の 1/2 or 総事業費の 1/3 (上限 1,000 千円)	市町村の補助要綱が必要
事業者	「空き家となっている長屋の一部を改修し、支援団体が運営する まちあるきの拠点施設 としたい。」	間	設計・工事監理・工事費用 市町村補助額の 1/2 or 総事業費の 1/3 (上限 1,000 千円)	市町村の補助要綱が必要
事業者	「地域の担い手不足に対応するため、空き家の一部を改修し、 外国人就労者の寮 を整備したい。」	間	設計・工事監理・工事費用 市町村補助額の 1/2 or 総事業費の 1/3 (上限 1,000 千円)	市町村の補助要綱が必要

(対象外の事例)

主体	ケース		補助対象外となる理由
市町村	「空き庁舎を部分改修し、再び庁舎として利用したい」	直	補助対象部分の用途変更を伴わない場合は、単なる修繕であるため不可。
事業者	「空き家を部分改修し防災倉庫に改修したい」	間	改修部分が賑わい創出に資する公共的用途と認められない場合は不可。